

令和7年度 島根県交通安全県民運動  
令和7年春の全国交通安全運動島根県実施要領

**第1 目的**

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

**第2 期間**

- 1 運動期間 令和7年4月6日（日）から同月15日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） 4月10日（木）

**第3 一斉行動の日**

令和7年4月8日（火）

**第4 主唱**

島根県交通安全対策協議会

（島根県、市町村、島根県警察本部、島根県教育委員会、（一財）島根県交通安全協会ほか）

**第5 推進（協賛）機関・団体**

別表のとおり

**第6 運動重点**

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

**第7 運動の進め方**

推進（協賛）機関・団体は、相互に連携を密にして、地域の交通実態やそれぞれの組織の特性に応じた具体的な実施計画を策定するとともに、傘下団体に対し、運動の目的や重点等を周知し、県民参加型のきめ細かな運動を展開し、真に県民総ぐるみの運動として効果が上がるように努める。

また、各種広報媒体を活用し、広く県民に浸透する広報啓発活動を展開する。

## 第8 推進事項

| 運動重点・推進事項 |  |
|-----------|--|
| 1         | <p><b>子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践</b></p> <p><b>【歩行者の交通ルール遵守の徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 横断歩道の利用や信号遵守など基本的な交通ルールの周知と、手を上げるなど横断する意思表示の励行や横断中の安全確認の徹底を促す呼び掛けの推進</li><li>○ 家庭や教育現場における、子どもに対する道路の安全な通行に関する教育の推進</li></ul> <p><b>【歩行者の安全の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通学路における交通安全指導、保護・誘導活動の推進</li><li>○ 「通学路交通安全プログラム」等に基づく関係機関・団体が連携した安全点検の実施と点検結果を踏まえた対策の推進</li><li>○ 夕暮れ時や夜間歩行中における反射材やライト等の活用促進</li></ul>  |
| 2         | <p><b>歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進<sup>※1</sup></b></p> <p><b>【歩行者優先意識の徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 横断歩道等における歩行者等優先義務の遵守を促す取組の推進や歩行者優先意識の向上に向けた広報啓発</li><li>○ 子どもや高齢者、障がい者、他の車両等に対する「思いやり・ゆずり合い」運転の励行<sup>※2</sup></li><li>○ 早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用推進</li></ul> <p><b>【ながら運転等の根絶】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ スマートフォンの使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」の危険性の周知</li></ul> <p><b>【後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の効果についての広報啓発</li></ul>  |
| 3         | <p><b>自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底</b></p> <p><b>【自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」<sup>※3</sup>を活用した交通ルールの広報啓発と遵守についての指導の徹底</li><li>○ 自転車運転中のながらスマホ及び酒気帯び運転の厳罰化（令和6年11月1日施行）や令和8年5月までに施行される自転車の交通違反に対する交通反則切符適用に関する広報啓発</li><li>○ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進</li></ul> <p><b>【利用者の安全の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 乗車用ヘルメットの被害軽減効果の周知と着用促進</li><li>○ 乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用することの啓発の推進。</li><li>○ 自転車に幼児を同乗させる場合のシートベルト・ヘルメット着用の徹底と、幼児2人同乗用自転車の安全利用の促進</li><li>○ 自転車利用者に対する「TSマーク制度（付帯保険）」や「サイクル安心保険」等の傷害保険・損害賠償責任保険<sup>※4</sup>の周知と加入促進と、特定小型原動機付自転車利用者に対する「自賠責保険」加入義務の周知</li><li>○ 販売事業者等と連携した利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進</li></ul> |

※「幼児」とは6歳未満、「高齢者」とは65歳以上をいう。

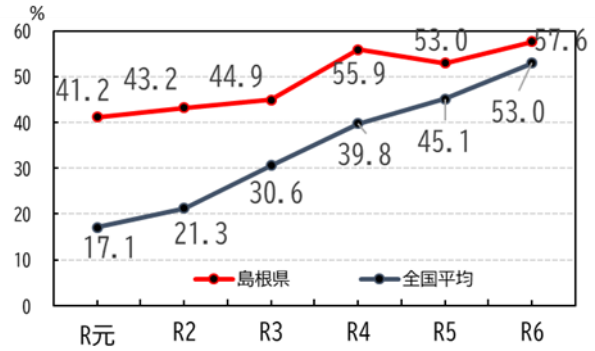
※1 横断歩道等における歩行者の優先

【歩行者や自転車が横断歩道等を渡ろうとしているときは、車は必ず止まって譲りましょう!】

・歩行者が横断歩道を、自転車が自転車横断帯を渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしなくてはなりません。

(道路交通法第38条1項後段)

・歩行者は、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。



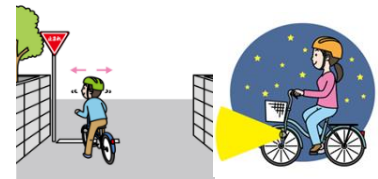
■信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況  
※日本自動車連盟 (JAF) の調査結果より

※2 『思いやり・ゆずり合い運転』のポイント

- ・追い越し車線を走り続けるのは違反
- ・追いつかれたら早目に道を譲ること
- ・車間距離を十分にとり、急な割り込みはしないこと
- ・急発進や急停車はしないこと
- ・時間に余裕を持った計画的な運転を心掛けること
- ・適宜休憩をとり、心身をリフレッシュすること

※3 『自転車安全利用五則』 (令和4年11月1日 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



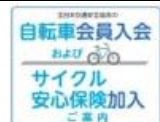
※4 『自転車保険』の例

1 『TSマーク制度 (付帯保険)』

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼付されるマークで、点検日から1年間有効の傷害保険・賠償責任保険が付加される。加入には点検・整備費が必要。



|      | 傷害補償  | 賠償責任補償  |
|------|---|---|
| 補償内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡</li> <li>●重度後遺障害 (1~4級)</li> <li>●入院加療15日以上の傷害</li> </ul> 一律 100万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡</li> <li>●重度後遺障害 (1~7級)</li> </ul> 限度額 1億円 |



2 『サイクル安心保険』

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は検索、   または [こちらから↑](#)

※ このほか、各損害保険会社の自転車保険 (個人損害賠償責任保険や傷害保険) や、自動車保険・火災保険等の特約もあります。

令和6年度交通安全ポスターコンクール入賞作品



清井 人生 さんの作品  
(浜田市立三隅小学校4年)  
島根県交通安全協会主催

兼折 百望 さんの作品  
(出雲市立西野小学校4年)  
島根県交通安全協会主催



別表

推進（協賛）機関・団体

（順不同）

|   |  |
|---|--|
| <p>（ 推 進 機 関 ・ 団 体 ）</p> <p>島 根 県 警 察 本 部 会<br/>島 根 県 教 育 委 員 会<br/>島 根 県 労 働 局<br/>中 国 運 輸 局 島 根 運 輸 支 局<br/>国 土 交 通 省 松 江 国 道 事 務 所<br/>国 土 交 通 省 浜 田 河 川 国 道 事 務 所<br/>島 根 県 市 長 会<br/>島 根 県 町 村 会<br/>島 根 県 市 町 村 教 育 長 会<br/>島 根 県 交 通 安 全 協 会<br/>島 根 県 高 速 道 路 交 通 安 全 協 議 会<br/>島 根 県 安 全 運 転 管 理 者 協 会<br/>自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 島 根 県 事 務 所<br/>島 根 県 指 定 自 動 車 教 習 所 協 会<br/>島 根 県 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 協 議 会<br/>自 動 車 事 故 対 策 機 構 島 根 支 所<br/>島 根 県 系 統 農 協 ・ 警 察 防 犯 対 策 協 議 会<br/>島 根 県 交 通 安 全 母 の 会 連 合 会<br/>島 根 県 連 合 婦 人 会<br/>日 本 自 動 車 連 盟 島 根 支 部 会<br/>島 根 県 社 会 福 祉 協 議 会<br/>島 根 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会<br/>島 根 県 保 育 協 議 会<br/>島 根 県 消 防 協 会<br/>島 根 県 公 民 館 連 絡 協 議 会<br/>島 根 県 旅 客 自 動 車 協 会<br/>島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会<br/>島 根 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会<br/>島 根 県 二 輪 車 普 及 安 全 協 会<br/>島 根 県 自 動 車 整 備 振 興 会<br/>島 根 県 自 動 車 販 売 協 会<br/>島 根 県 軽 自 動 車 協 会<br/>軽 自 動 車 検 査 協 会 島 根 事 務 所<br/>島 根 県 中 古 自 動 車 販 売 協 会<br/>島 根 県 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合<br/>島 根 県 石 油 商 業 組 合<br/>日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 島 根 県 連 合 会<br/>島 根 県 友 愛 会</p> | <p>島 根 県 交 通 運 輸 産 業 労 働 組 合 協 議 会<br/>島 根 県 商 工 会 議 所 連 合 会<br/>島 根 県 商 工 会 連 合 会<br/>西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 米 子 支 社<br/>一 畑 電 車 株 式 会 社<br/>一 畑 バ ス 株 式 会 社<br/>石 見 交 通 株 式 会 社<br/>島 根 県 公 立 高 等 学 校 長 協 会<br/>島 根 県 小 学 校 長 会<br/>島 根 県 中 学 校 長 会<br/>島 根 県 私 立 中 学 高 等 学 校 連 盟<br/>島 根 県 国 公 立 幼 稚 園 ・ こ ど も 園 長 会<br/>島 根 県 特 別 支 援 学 校 長 会<br/>島 根 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会<br/>島 根 県 P T A 連 合 会<br/>島 根 県 幼 稚 園 ・ こ ど も 園 P T A 連 合 会<br/>島 根 県 旅 館 ホ テ ル 生 活 衛 生 同 業 組 合<br/>島 根 県 飲 食 業 生 活 衛 生 同 業 組 合<br/>日 本 自 動 車 旅 行 ホ テ ル 協 会 島 根 支 部<br/>島 根 県 病 院 協 会<br/>島 根 県 小 売 酒 販 組 合 連 合 会</p> <p>（ 協 賛 団 体 ）</p> <p>日 本 道 路 交 通 情 報 セ ン タ ー 松 江 セ ン タ ー<br/>朝 日 新 聞 松 江 総 局<br/>N H K 松 江 放 送 局<br/>工 フ エ ム 山 陰 局<br/>共 同 通 信 社 松 江 支 局<br/>山 陰 中 央 新 報 社<br/>T S K さ ん い ん 中 央 テ レ ビ<br/>B S S 山 陰 放 送 社<br/>産 経 新 聞 社 松 江 支 局<br/>時 事 通 信 社 松 江 支 局<br/>新 日 本 海 新 聞 社<br/>中 国 新 聞 社<br/>日 本 海 テ レ ビ<br/>日 本 経 済 新 聞 社 松 江 支 局<br/>毎 日 新 聞 松 江 支 局<br/>読 売 新 聞 松 江 支 局<br/>島 根 日 新 聞 社<br/>島 根 県 ケ ー ブ ル テ レ ビ 協 議 会</p> |
|---|--|